

宮医発第 1715 号
令和 3 年 1 月 8 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮城県医師会
会長 佐藤 和宏
副会長 橋本 省
(日本医師会常任理事)
(公印省略)

新型コロナウィルス感染症患者および無症状病原体保有者の
退院後の受け入れについて

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウィルス感染症患者および無症状病原体保有者の退院の取り扱いに関しては既に厚生労働省から度々通知が発出されておりますが、退院患者の受け入れに関して各医療機関で未だに混乱が生じている状況です。

通知にも書かれているように、基準を満たして退院した患者では感染性は極めて低いことがわかっており、仮に PCR で検出されても同様です。したがって、退院患者は非感染者と同等に扱って良いとされています。

過去に発出された通知を添付いたしますので、各医療機関においては、退院後の患者の受け入れを断ることのないよう周知徹底の上、よろしくご配慮をお願いします。

(健II270F)
令和2年9月10日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する
質疑応答集（Q&A）の一部改正について

標題については、令和2年7月22日付「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集」（健II221F）にてご連絡差し上げたところです。

今般、当該Q&Aが下記の通り一部改正された旨、厚生労働省より各都道府県等衛星主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

【改正の概要】※改正個所は下線のとおり

- 問⑤ 補足説明の追加
- 問⑯、問⑰及び問⑱ 追加

事務連絡
令和2年8月21日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について（令和2年7月17日付け事務連絡）を別添のとおり一部改正しましたので、御了知いただくとともに、関係機関への周知をお願いします。

【改正の概要】※改正箇所は下線のとおり。

- 問⑤ 補足説明の追加
- 問⑯、問⑰及び問⑱ 追加

退院基準に関するQ & A（令和2年8月21日版）

- ① 発症日から10日間経過の中に、症状軽快後72時間を含めて考えてよいですか。 2
- ② 今般の退院基準については、透析患者やがん患者、妊産婦などの配慮が必要なハイリスク者についても、同様に適用されることと理解してよろしいですか。 2
- ③ 症状の軽快とは何をもって軽快というのか。基本的には担当医の判断ということでよいですか。 2
- ④ 呼吸器症状は残っていますが、PCR検査の結果陰性であった場合には、退院又は入院勧告を解除して差し支えないですか（肺障害が残存し、気管切開して長期人工呼吸器管理になった場合等）。 2
- ⑤ 唯一の症状が味覚・嗅覚障害である場合は、それを自覚した日が発症日ですか。また、それが軽快しない場合はどうすればよいですか。 3
- ⑥ 2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には退院可能ですか。陽性であっても退院できる理由も併せて教えてください。 3
- ⑦ 退院基準の条件を満たしても、何らかの理由で感染性が依然として高いという懸念が担当医から示されている場合は、都道府県知事等の判断で入院勧告の延長は可能ですか。また、その場合の入院医療費は、引き続き公費負担の対象となりますか。 3
- ⑧ 2回のPCR検査の考え方ですが、1回目陰性、2回目陽性、3回目陰性の場合には退院可能ですか（連続2回ではなく累計2回の陰性で退院可能なのですか）。 3
- ⑨ 無症状病原体保有者が、新たに症状を呈した場合には、その時点を発症日0日目として新たに退院基準の流れとなりますか。 4
- ⑩ 有症状者が一旦症状軽快し、その後、再度症状が再燃した場合には、再燃の時点を0日目と起算するのですか、それとも初回の発症日を0日目としたままでよいのですか。 4
- ⑪ PCR検査の陽性判明時点において、既に発症から10日間経過し、症状軽快後72時間経過し、退院基準を既に満たしていた場合には、入院勧告は不要ですか。 4
- ⑫ 「解熱剤を使用せずに解熱し」とありますが、呼吸器症状など他の症状については、対症療法薬を使用していても「軽快した」とみなせるのですか。 4
- ⑬ 「10日間経過」には時間の概念は含まれないのですか（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取が朝7:00の場合と深夜23:50の場合で経過日数の計算に違いがありますか）。 4
- ⑭ 退院基準を満たすと、有症状者が無症状病原体保有者よりも早く退院できることになるのはどうしてでしょうか。 5
- ⑮ 無症状病原体保有者の退院基準に6日間経過とあるが、この根拠は何ですか。 5
- ⑯ 医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」の配布について（令和2年3月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の退院される患者の方々への留意事項は、退院基準の内容が改正された現時点でも有効ですか。 5
- ⑰ PCR検査を行わずに退院した場合も含めて、他者に感染させるおそれがないということなので、退院基準を満たして退院した方を受け入れる場合については、感染したことがない方と同様の対応を求めてよいでしょうか。 5
- ⑱ 退院基準を満たした後の患者の診療を、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたことなどを根拠に断ることは可能でしょうか。 6

① 発症日から 10 日間経過の中に、症状軽快後 72 時間を含めて考えてもよいですか。

(答)

お見込みのとおりです。

なお、10 日間と 72 時間の考え方を整理すると以下のとおりです。

- ・ 10 日よりも前に症状軽快し、かつ、10 日よりも前に 72 時間経過した場合、10 日間経過で退院可。
- ・ 10 日よりも前に症状軽快し、10 日よりも後に、72 時間経過した場合、72 時間経過後に退院可。

② 今般の退院基準については、透析患者やがん患者、妊産婦などの配慮が必要なハイリスク者についても、同様に適用されることと理解してよろしいですか。

(答)

お見込みのとおりです。

③ 症状の軽快とは何をもって軽快というのか。基本的には担当医の判断ということですか。

(答)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 2 月 6 日 健感発 0206 第 1 号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の「第一 退院に関する基準」において、「症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする」とお示ししています。

なお、個別具体的な症状軽快の判断については、お見込みのとおり担当医の判断になるものと考えます。

④ 呼吸器症状は残っていますが、PCR 検査の結果陰性であった場合には、退院又は入院勧告を解除して差し支えないですか（肺障害が残存し、気管切開して長期人工呼吸器管理になった場合等）。

(答)

PCR 検査結果等を加味して、担当医において感染症のまん延のおそれがないと判断される場合には、都道府県において退院又は入院勧告を解除して差し支えありません。

- ⑤ 唯一の症状が味覚・嗅覚障害である場合は、それを自覚した日が発症日ですか。また、それが軽快しない場合はどうすればよいですか。

(答)

前段はお見込みのとおりです。

後段については、感染性が極めて低くなると考えられている期間（症状発症から 10 日間）を超えて、味覚・嗅覚障害が一定期間残る場合があるとの報告もあります。そのため、味覚・嗅覚障害が残っていても解熱剤を使用せずに解熱しており、かつ、呼吸器症状が改善傾向である場合には、退院可能です。個別の判断については担当医の判断に基づいて決定してください。

- ⑥ 2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には退院可能ですか。陽性であっても退院できる理由も併せて教えてください。

(答)

お見込みのとおりです。

また、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかつってきたため、入院や療養生活が始まってから、こうした期間が経過したかどうかと、各種検査の結果を総合判断して、元の生活への復帰を判断することとしました。

- ⑦ 退院基準の条件を満たしても、何らかの理由で感染性が依然として高いという懸念が担当医から示されている場合は、都道府県知事等の判断で入院勧告の延長は可能ですか。また、その場合の入院医療費は、引き続き公費負担の対象となりますか。

(答)

お見込みのとおりです。

ただし、協議会において慎重に判断してください。なお、入院措置の解除後も引き続き新型コロナウイルス感染症以外の理由で入院延長となる場合には、延長となった部分については公費負担の対象とはなりません。

- ⑧ 2回のPCR検査の考え方ですが、1回目陰性、2回目陽性、3回目陰性の場合には退院可能ですか（連続2回ではなく累計2回の陰性で退院可能なのですか）。

(答)

2回連続で陰性となるまでは、退院基準を満たさないものと考えます。

⑨ 無症状病原体保有者が、新たに症状を呈した場合には、その時点を発症日〇日目として新たに退院基準の流れとなりますか。

(答)

お見込みのとおりです。

⑩ 有症状者が一旦症状軽快し、その後、再度症状が再燃した場合には、再燃の時点を〇日目と起算するのですか、それとも初回の発症日を〇日目としたままでよいのですか。

(答)

①同一の入院措置期間中に、症状が再燃した場合には、初回の症状発生日を〇日目と考えますが、「症状軽快」については、最後にあった症状が軽快するまで満たさないものとします。

②一旦退院した場合の再燃については、新たに症状が認められた日を発症日としてください。

また、再燃の判断については、担当医の判断に基づいて決定してください。

⑪ PCR検査の陽性判明時点において、既に発症から10日間経過し、症状軽快後72時間経過し、退院基準を既に満たしていた場合には、入院勧告は不要ですか。

(答)

都道府県知事（保健所）等が、感染症のまん延のおそれがないと判断する場合には入院勧告は不要と考えられますが、個別の事案に応じて十分に御検討ください。

⑫ 「解熱剤を使用せずに解熱し」とありますが、呼吸器症状など他の症状については、対症療法薬を使用していても「軽快した」とみなせるのですか。

(答)

担当医の判断で「軽快した」と判断されるのであれば、必ずしも対症療法を全て終了する必要はないものと考えます。

⑬ 「10日間経過」には時間の概念は含まれないので（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取が朝7:00の場合と深夜23:50の場合で経過日数の計算に違いがあります）。

(答)

時間の確定ができる場合、時間の概念を含めて考えて差し支えありません。

陽性確定に係る検体採取が朝7時の場合、翌朝7時で1日経過、深夜23時50分の場合、翌23時50分で1日経過となります。

⑭ 退院基準を満たすと、有症状者が無症状者病原体保有者よりも早く退院できることになるはどうしてでしょうか。

(答)

無症状者病原体保有者は、今後発症し、感染性が高くなる可能性があることを考慮しています。

⑮ 無症状病原体保有者の退院基準に6日間経過とあるが、この根拠は何ですか。

(答)

ダイヤモンド・プリンセス号における無症状病原体保有者の感染性に関する研究やCDC(米国疾病予防管理センター)の基準などを参考にしています。

⑯ 医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々への配布について（令和2年3月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の退院される患者の方々への留意事項は、退院基準の内容が改正された現時点でも有効ですか。

(答)

お見込みのとおりです。

退院後4週間は、記載された事項について留意いただくよう周知をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609163.pdf>

⑰ PCR検査を行わずに退院した場合も含めて、他者に感染させるおそれがないということなので、退院基準を満たして退院した方を受け入れる場合については、感染したことがない方と同様の対応を求めてよいでしょうか。

(答)

お見込みのとおりです。

また、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査等で陽性の結果が出る場合でも、感染性は極めて低いことがわかつたため、PCR検査を行わない場合も含めて、退院基準を満たして退院した後の活動の制限などは設けておりません。

したがいまして、退院基準を満たした後の日常的な生活において、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたこと等を理由として訪問や面会を断るなどの他者と異なる対応を行うことは、望ましくなく、感染したことのない方と同様の対応とするよう関係者に周知するようにしてください。

(18) 退院基準を満たした後の患者の診療を、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたことなどを根拠に断ることは可能でしょうか。

(答)

退院基準を満たした後の患者については、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかつたため、これらの患者から診療を求められた場合に、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたことのみを理由に診療を拒否することは、医療機関が患者の診療を拒否する正当な事由があるものとは言えません。

(健Ⅱ357F)
令和2年1月27日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）

標題については、令和2年6月26日付「「感染症法における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」の一部改正等について」（健Ⅱ194F）および令和2年9月10日付「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について」（健Ⅱ270F）においてご連絡申し上げております。

今般、新型コロナウイルスの感染状況について、11月以降増加傾向が強まっており、医療資源を可能な限り効率的に活用していただくことが重要であることから、退院基準について改めて厚生労働省より本会宛て周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者の退院基準

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸增幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7~10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いため、退院可能としていることを、改めて申し添えます。

事務連絡
令和2年11月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて（再周知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱い（以下「退院基準」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発第0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年6月25日最終改正。ⁱ⁾においてお示ししているところです。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和2年7月17日付事務連絡。同年8月21日一部改正ⁱⁱ⁾）問⑥において、お示ししているとおり、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、仮にPCR検査で陽性であった場合でも、感染性は極めて低くなることがわかっています。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中においては、医療資源を可能な限り効率的に活用して頂くことが重要であることから、内容を御了知の上、改めて退院基準について貴会会員への周知の程よろしくお願ひいたします。

（参考）【退院基準】（有症状の者）

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきています。よって、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であ

つても、感染性は極めて低いため、退院可能としていることを、改めて申し添えます。

i 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000644312.pdf>

ii 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）について」（令和2年7月17日付事務連絡。同年8月21日一部改正。）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661925.pdf>

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

退院患者の介護施設における適切な受入
等について

計4枚（本紙を除く）

Vol.905

令和2年12月25日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課・老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 T E L : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3989)

F A X : 03-3595-4010

事務連絡
令和2年12月25日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

退院患者の介護施設における適切な受入等について

新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準や退院患者の受入については、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等においてお示ししているところです。

感染拡大に伴い入院患者が増加しており、確保病床を最大限活用するため、退院患者の介護施設における適切な受け入れ促進を図るための留意点等を以下に示しますので、貴管内市町村及び介護施設に対して周知をお願いします。

記

1. 感染者等の退院患者の施設での受入について

○ 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準については、現時点で得られている国内外の知見に基づき、以下のとおりとされている（イメージは別紙）。

【有症状者の場合】

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあけ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

【無症状病原体保有者の場合】

- ①検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ②検体採取日から6日間経過後、PCR検査または抗原定量検査で24時間

以上間隔をあけ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き 第4版より)

- 上記の有症状者、無症状病原体保有者のいずれの場合においても、①の場合については、検査は不要とされている。
- 国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきてている。よって、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、2回のPCR検査の結果、陽性であった場合であっても、感染性は極めて低いため、退院可能とされている。(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院の取扱いについて(再周知)」(令和2年11月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡))
- 上記の退院基準については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第3条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第22条の「病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない」ことに関する基準であり、上記事務連絡でもお示ししたとおり、これらを満たした場合は、感染性が極めて低いため、退院可能としているものである。
- 以上のとおり、検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合があり、そのような場合を含め、退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受け入れを行うこと。
- なお、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)5において示しているとおり、施設系及び居住系サービス事業所において、本退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
- また、同様に、新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることも、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサー

ビスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。

2. 人員基準等の柔軟な取扱いについて

- 感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受け入れ医療機関（受け入れ予定の医療機関を含む）から退院患者を受け入れた場合は、定員超過減算を適用しないこと。（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡））
- また、指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、当該入所者を除いて算出することができる等柔軟な取扱いを可能とすること。（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡））

3. 要介護認定の取扱いについて

- 要介護認定の新規申請の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 27 日付厚生労働省老健局老人保健課連名事務連絡） 1において示しているところであるが、要介護認定申請中であっても、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であり、認定結果が出る前に、介護サービスの利用が可能であること。

(別紙)

- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き 第4版より

【参考】期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



- ② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能

